

■ 審議会 > 田老地域振興会議

所掌事項

地域課題の解決に関する事項その他市長が必要と認める事項を協議し、総合事務所は、地域振興会議において協議された内容を参考として、各総合事務所の運営及び地域の振興を図るものとする。

設置根拠

宮古市地域振興会議設置要綱（宮古市告示第202号）

設置年月日

R7.4.1

委員定数

12名以内（未選定）

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

田老総合事務所

TEL：0193-87-2111 内線 6214

FAX：0193-87-3667

E-mail：taro-shisho@city.miyako.iwate.jp

備考